

会 費 規 程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人札幌西法人会（以下、「本会」という。）の定款第 7 条の規定に基づき、会費に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費の種類)

第 2 条 本会の会費年額は、「別表 1」のとおりとする。

2 前項の会費については、理事会が相当の事由があると認めるときには、これを免除することができる。

(会費の用途)

第 3 条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の 20%以上を当該事業年度の公益目的事業に使用する。

(会費の滞納)

第 4 条 会員が定款第 8 条第 1 項第 5 号に該当すると判断した場合、1 箇月前に文書で催告し、催告に応じないときは、会員資格を喪失する。

(会費の納期)

第 5 条 会費の納入は年 1 回とし、毎年 6 月末までに納入しなければならない。

ただし、新規会員は、入会時に会費を納入するものとする。

2 会費の納入方法は、原則として会員が指定する金融機関の口座から自動引落としにより納入する。

ただし、自動引落としを希望しない場合は、振込によることができる。

(中途入会の会費)

第 6 条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、入会の日属する月の翌月から年度末までの月数による。

(その他)

第 7 条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

附 則

1 この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

別表 1

正 会 員	資本金	年 額
	1000 万円未満	6,000 円
	1000 万円以上 3000 万円未満	12,000 円
	3000 万円以上	24,000 円
	協同組合等特別法人	6,000 円
	管内外正会員の同一資本系列法人	6,000 円
賛助会員	法人（支店・出張所等を含む）	6,000 円
	個人	3,600 円